

令和8年(2026年)3月26日
枚方市

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

【事案】

1. 被処分者及び処分内容

子ども未来部	公立保育幼稚園課	係長	44歳	:	停職3月
子ども未来部	公立保育幼稚園課	課長	50歳	:	厳重注意(管理監督責任)
枚方市立保育所		所長(課長代理級)	52歳	:	厳重注意(管理監督責任)

2. 処分日

令和8年3月26日

3. 事案の概要

公立保育所に勤務する職員が、保育所内の休憩室兼更衣室内の職員の個人ロッカーから、令和7年10月から令和8年2月にかけて6名に対し計10回、現金合わせて9万6千円を盗んでいたものです。

これらの行為は、公務を適正に執行すべきである公務員としての自覚に欠けるものであるとともに、全体の奉仕者としてあるまじき行為であり、公務全般に対する信用を著しく失墜させるものであることから、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分として「停職3月」としました。

併せて、所属長及び保育所長についても、管理監督者として職場のチェック体制の確立ができておらず、本事案を防止することができなかつたことから、「厳重注意」としました。

問い合わせ

枚方市 総務部 人事課

072-841-1281(直通)